

# 事業者が重点的に講ずべき措置の概要

事業者により実効性のある粉じん障害防止対策を実施していただくため、事業者が重点的に講ずべき措置を定めました。

○粉じんを発散させないようにしましょう。

局所排気装置、プッシュプル型換気装置等  
を設置し、適正に稼働させましょう。

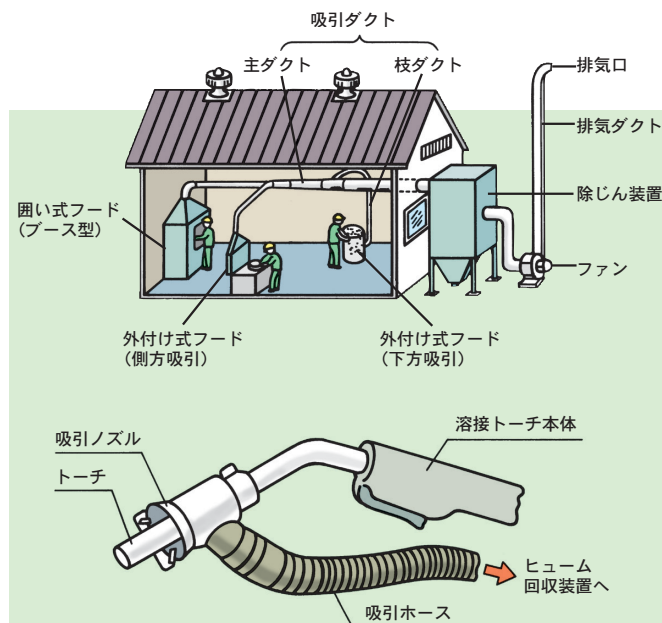
- 適切な稼働を確保するために、それぞれの設備ごとに「検査・点検責任者」を選任しましょう。
- 選任された「検査・点検責任者」には、次の事項を行わせましょう。
  - 1年以内ごとに1回の定期自主検査
  - 1ヵ月に1回以上の自主的な点検
  - 定期自主検査や点検の記録作成・保存 など

清掃を実施しましょう。

- 「たい積粉じん清掃責任者」を選任しましょう。
- 「たい積粉じん清掃責任者」のもと、作業場所、通路、設備等の清掃を行いましょ。
- 毎日1回以上の清掃
- 1ヵ月に1回以上の真空掃除機、水洗いなどによる清掃

○作業環境測定を実施しましょう。

- 常時特定粉じん作業が行われる屋内作業場については、所定の方法により、定期的に粉じん濃度を測定し、その測定結果の評価に基づいて必要な改善措置を行いましょ。



アーク溶接作業における粉じん発散防止対策の例

